

第2節 地域経済産業グループ	118
1. 2020年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	118
1. 1. 工場立地動向調査	118
1. 2. 地域中核企業施策	119
1. 3. 産業インフラ施策	120
1. 4. 地域の持続的発展に対する施策	122
1. 5. 沖縄振興対策	122
1. 6. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策	123
1. 7. 地域経済分析システム（RESAS）	123
1. 8. 地域経済産業の動向	123
1. 9. 中心市街地活性化の推進	123

## 第2節 地域経済産業グループ

### 1. 2020年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

近年地域経済は足下では、一部に弱い動きがみられるものの、全体として緩やかに改善していた中、新型コロナウイルスの影響により、地域経済は大きな打撃を受けた。このような情勢の中で、地域経済の中心となる地域中核企業の成長促進、サプライチェーンの強靱化、地域の持続的な発展に対する施策、RE S A Sの利便性向上をはじめとする地域政策の基盤強化など、2020年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

特に、サプライチェーンの強靱化については、新型コロナウイルスの影響により、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、第1次補正予算、第3次補正予算において、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を措置し、国内における生産拠点等の整備を支援することとした。

地域の持続的な発展に対する施策については、「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」を実施し、今後の施策の在り方等について、主要論点を挙げ、議論を行った。研究会では、地域の持続的な発展の担い手が整理され、予算面、金融面での支援策の必要性がとりまとめられた。

さらに、「中堅企業等施策に関する関係府省会議」を通じて、政府全体で中堅企業等への支援のための施策パッケージを改訂し、省庁横断的に中堅企業等の支援を実施した。本会議で決定した事項及び検討した事項等については、「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」に引き継がれた。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）等に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局や内閣府地方創生推進事務局と連携しつつ、地域産業の活性化に取り組んだ。

#### 1. 1. 工場立地動向調査

##### (1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工

場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。

### (2) 2020年工場立地動向調査の概要（速報）

#### (ア) 全国の工場立地の概況

2020年の全国の製造業等の工場立地件数は826件、工場立地面積は1,148haで、工場立地件数、工場敷地面積ともに、前年と比べ減少となった（参照：図全国の製造業等の工場立地の推移）。



図 全国の製造業等の工場立地の推移

#### (イ) 地域別の工場立地の概況

2020年の製造業等の立地件数の多かった地域は、上位から順に東海（185件）、関東内陸（182件）、南東北（82件）であった（参照：図地域別工場立地件数の年次比較）。

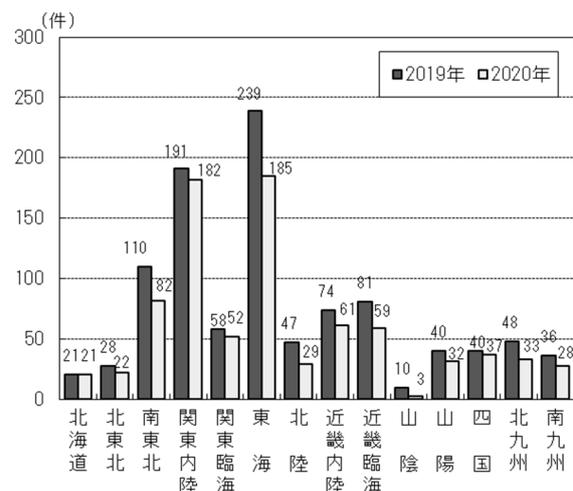


図 地域別工場立地件数の年次比較

(備考) 各地域に含まれる都道府県

北海道	北海道	近畿内陸	滋賀、京都、奈良
北東北	青森、岩手、秋田	近畿臨海	大阪、兵庫、和歌山
南東北	宮城、山形、福島、新潟	山陰	鳥取、島根
関東内陸	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	山陽	岡山、広島、山口
関東臨海	埼玉、千葉、東京、神奈川	四国	徳島、香川、愛媛、高知
東海	静岡、愛知、岐阜、三重	北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
北陸	富山、石川、福井	南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

### (ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業等の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、その他業種を除き、多い順に食料品製造業（117件）、金属製品製造業（103件）、生産用機械製造業（100件）、輸送用機械製造業（58件）の順となった（参照：図業種別工場立地件数の年次比較）。

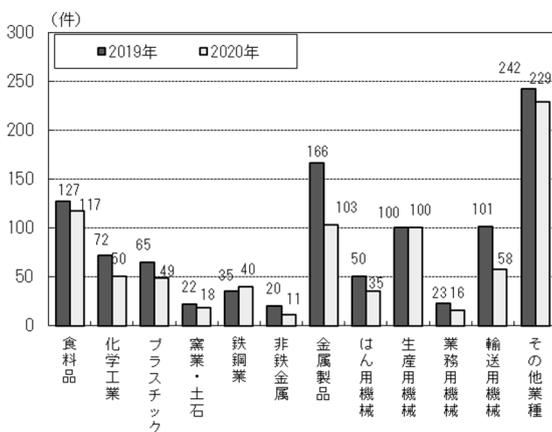


図 業種別工場立地件数の年次比較

## 1. 2. 地域中核企業施策

### (1) 地域未来投資促進法

#### (ア) 経緯

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正により、2017年7月31日に施行された。同法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものである。具体的には、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して、税制・金融・規制緩和・予算等の支援を講じている。

また、2021年2月には、地域未来投資促進法に基づく中小企業者向け支援策に関して、新たな支援対象類型（特定事業者）を創設する改正を含む「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」を閣議決定した。

#### (イ) 概要

地域未来投資促進法に基づく基本計画及び地域経済牽引事業計画の策定状況は次のとおりである。

##### (A) 基本計画の策定状況

2021年3月末時点で国の同意を得た基本計画は全国47都道府県で250件である。

##### (B) 地域経済牽引事業計画の策定状況

2021年3月末時点で各都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画は2,764件である。

## (2) 地域未来牽引企業

#### (ア) 経緯

「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）において、地域中核企業への支援に関する具体的施策として、「地域未来牽引企業に対し地域における目標を2020年度中に設定するよう促すとともに目標達成に向けた取組を重点的に支援する。」とされた。

#### (イ) 概要

地域経済の中心的な担い手となり得る「地域未来牽引企業」については、2020年10月に1,060者の追加選定を行い、これまでに選定された企業は全国で約4,700者となった。これらの企業に対して、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援した。

加えて、地域未来牽引企業に対し地域経済牽引の目標設定を求め、目標に応じて生産性向上や研究開発等の中小企業施策も活用して重点的に支援した。

### (3) 地域企業イノベーション促進事業及びグローバル・ネットワーク協議会（GNCJ）

#### (ア) 概要

地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進することが重要である。

そこで、地域経済の担い手となる企業群の、新事業への挑戦を促すための取組等への支援を実施した。具体的には、地域のイノベーションを支える支援機関（大学、公設試、金融機関等）からなる支援ネットワークを構築し、新事業に取り組む地域企業群に対して、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供等）を実施した。

また、全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会（GNCJ）」を設置し、企業、事業管理機関に対し、237回の相談対応を実施した。

### 1. 3. 産業インフラ施策

#### (1) サプライチェーンの強靱化

##### (ア) 経緯

新型コロナウイルスの感染拡大を発端として、人の移動制限や生産活動の縮減、物流の停滞により、グローバルサプライチェーンに障害が生じたほか、需要が急増した医療物資については、多くの国で輸出制限が行われ世界的に供給不足が見られた。

このようにコロナショックで世界経済が激変する中、在庫の少なさ、海外生産比率の高さ、部品の海外からの輸入拡大などの特性を持つ我が国サプライチェーンにおいても、多くの製造業で部品供給の滞りにより生産工程全体が停止し生産が大幅に減少するなど生産活動の停滞としてその脆弱性が顕在化することとなった。

##### (イ) 施策

こうした状況を受け、2020年度第1次補正予算において、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を創設し、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内における生産拠点等の整備を支援することとした。

2020年度に実施した1次公募では、生産拠点の集中度が高い製品・部素材として、半導体関連、航空機関連、車載用電池関連等73件を、また、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材として、消毒用アルコール、マスク関連、医療用ガウン関連等130件の合計203件、約3,052億円を採択した。

さらに、2020年度第3次補正予算において予算を追加措置した上で、補助要件の見直し、対象物資等の例示など、より焦点を絞った上で、2次公募を開始した。

#### (2) ビジネス・インキュベータ（B I・新事業支援施設）

##### (ア) 経緯

1999年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新

事業創出促進等を目的とした新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ（B I））の整備に取り組んできた。

##### (イ) 概要

B Iは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。B Iには、入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材（インキュベーション・マネージャー（I M））が配置され、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

##### (ウ) 施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するB Iにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他のB I、I M、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。

#### (3) 工業用水道等の整備促進

##### (ア) 経緯

##### (A) 地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

##### (B) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業

水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

(イ) 工業用水道の概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用に適するものとして供給されるものを除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(ウ) 現状

(A) 工業用水の需要

2018年現在、工業用水の需要は、淡水・水源別用水量（工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が25.9百万m<sup>3</sup>/日となっている。また、取水量ベース（2017年現在）で日本の水需要の約14%を占めている（参照：表日本の水使用比率（2017年））。

表 日本の水使用比率（2017年）

農業用水	生活用水	工業用水
68%	18%	14%

出所：2020年版 日本の水資源の現況 国土交通省

(B) 工業用水の水源

工業用水の淡水・水源別用水量の構成比は2018年現在、工業用水道が43%と最大の水源となっており、その他淡水が27%、地下水が23%、上水道が7%となっている。

(C) 主な工業用水使用業種

淡水・水源別用水量の多い業種は、パルプ・紙・紙加工品製造業（26%）、化学工業（22%）、鉄鋼業（14%）の順になっている。

(D) 工業用水道事業の整備状況

2020年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は153事業者であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが152事業者とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は240事業になっている。

2020年3月末現在、工業用水道事業の給水能力については、全国で21.2百万m<sup>3</sup>/日であり、都道府県別では、山口

県（全国の給水能力に占める割合8%）、愛知県（同7%）、静岡県（同7%）、福島県（同6%）及び茨城県（同6%）が上位を占めている。

(エ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない工業用水道事業及び小規模工業用水道事業の建設や、安定給水確保のための施設の強靱化、老朽化施設の改築に対し補助を行っている。

2016年度から導入されている採択基準では、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」等に基づく更新・耐震化計画の策定を求め、更新・耐震化の必要性や経営合理化に向けた取組状況等を踏まえて採択を行っている。

2020年度は、継続8事業、新規で51事業に対し補助を行った。

(B) 水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構のダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2020年度は、継続3事業に対し補助を行った。

(オ) 沖縄振興公共投資交付金制度

沖縄振興公共投資交付金の理念に基づき、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的として、沖縄県が事業主体となって実施する工業用水道布設事業について、交付金を交付した。

(カ) 工業用水道政策小委員会の開催

近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、重要インフラ等としての工業用水道の給水継続の重要性が改めて認識された。こういった状況を踏まえ、2020年10月に産業構造審議会地域経済産業分科会第9回工業用水道政策小委員会を開催し、工業用水道事業における現状と課題について整理し、今後の施策の方向性の議論を開始した。

その後、2021年2月の第10回、同年3月の第11回工業用水道政策小委員会の議論を踏まえ、「強靱化の促進」、「工業用水道事業者の経営改善」、「デジタル技術等による広域化等・民間活用の促進」の3つの観点で整理してい

くこととした。

#### (キ) PPP/PMI 関係

高度経済成長期に布設された工業用水道施設の老朽化が進み、その更新需要が増している一方で、工業水道事業は、近年、水利用の合理化の進展等により給水量が漸減し、厳しい経営の状況に置かれている。

その対応策の一つとして、工業用水道分野でもコンセッション方式の導入が有効とされ、政府が推進する「PPP/PMI 推進アクションプラン（平成 30 年改定版）」において「平成 30 年度から令和 2 年度までを集中強化期間として、3 件のコンセッション事業の具体化を目標とする」とされた。

これを受け、経済産業省は、工業用水道分野におけるコンセッション方式の導入を推進し、具体的な案件の形成を図るため、2020 年度に 1 自治体においてデューデリジェンス、2 自治体においてポテンシャル調査を実施した。

#### (4) 工場立地法

##### (ア) 概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、1973 年に法改正がなされた。これにより、一定規模以上の工場に対して緑地の整備や生産施設面積の制限等を義務付ける規定が追加された。また、工場立地に関する調査として、工場適地の調査、工場立地動向調査（前掲）等を行うものとしている。

##### (イ) 見直し後の工場適地調査の実施

工場立地法に基づく工場適地調査について、2017 年度に開いた、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の議論を踏まえ、調査項目や情報提供のあり方等を見直した調査を 2018 年度から行っており、経済産業省のウェブサイト「J ビジネス土地ナビ」にて 2020 年度の調査結果を公開している。

#### 1. 4. 地域の持続的発展に対する施策

##### (1) 地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会

##### (ア) 背景

我が国の人口減少、少子高齢化が進む中、地域住民にとって必要不可欠なサービスを持続可能なものとしていくことが重要。今後、地域において必要不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、地方公共団体、地域内組

織、地域外の企業等が有機的かつ広域的に連携していくことが必要となる。こうした課題認識の下、2020 年 4 月より「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」を実施。計 8 回開催し、令和 2 年 9 月に取りまとめを実施。

##### (イ) とりまとめ概要

研究会の中では、地域の持続的な発展の担い手を、MAP'S+O（マネージャー、アグリゲーター、プレイヤー、サポーター、オーガナイザー）として整理し、オーガナイザーとアグリゲーターが連携して実施する広域展開等を視野に入れた事業について重点的な支援、域内人材と域外人材を遠隔でもマッチング可能な仕組み作り、地域の核となる「場」としての地域内拠点の整備、ソーシャルビジネス向け政策金融の拡充の検討など、予算面、金融面での支援策の必要性がとりまとめられた。

#### (2) 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

##### (ア) 経緯

地域・社会課題が多様化・複雑化し、地方公共団体による課題対応が困難になる中、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスの手法を適用してその解決を図ることが必要であり、2020 年度から支援制度が創設された。

##### (イ) 概要

地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を 5 地域以上で目指す取組を支援する補助制度を創設。2020 年度は 24 件を採択し、支援を実施した。

#### 1. 5. 沖縄振興対策

##### (1) 沖縄振興に関する支援措置

##### (ア) 経緯

沖縄では、1972 年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と 3 次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。

沖縄本土復帰 30 周年に当たる 2002 年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加



のもと 1998 年度に旧中心市街地活性化法（旧中活法）が成立した。さらに、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、2006 年の第 164 回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006 年 8 月 22 日施行）。改正中心市街地活性化法に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じることとされた。2006 年に旧中活法が改正されて 6 年が経過し既に幾つかの市で中心市街地活性化基本計画が終了した状況においても、依然として中心市街地の疲弊は深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検することとした。この結果、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、1. 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、2. 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を 2014 年 2 月に第 186 回通常国会において提出し、同年 4 月に成立した。

## （２）中心市街地活性化のための措置

### （ア）「選択と集中」の強化

2006 年 8 月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

2014 年の改正では、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」として、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業を「民間中心市街地商業活性化事業計画」として、経済産業大臣が認定する制度が創設された。

### （イ）支援措置の拡充

中心市街地活性化法の 2006 年改正では、1. 市街地の整備改善、2. 都市福利施設の整備、3. まちなか居住の推進、

4. 経済活力の向上の 4 点について各省庁連携して重点的な支援を実施することとされた。

また 2014 年の改正により、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定を受けたものについては、市町村版高度化融資制度、大規模小売店舗立地法の特例、不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減制度等の特例措置を、「民間中心市街地商業活性化事業計画」では、中小企業基盤整備機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社法の特例がそれぞれ創設され、順次認定事業に対して支援を講じることとされた。

## （３）中心市街地活性化の状況

2007 年 2 月に第 1 次の基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに 148 市 3 町で 154 計画（2021 年 3 月末現在）が認定された。また、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」については、これまでに 17 市 18 計画（2021 年 3 月末現在）が認定された。

さらに、市町村が作成する基本計画等について協議するための中心市街地活性化協議会も各地域で設立されるなど、中心市街地活性化法の活用による取組が広がっている。

2020 年度において経済産業省では、経済活力を向上させるため、事業計画の認定や、民間事業者が行う商業施設及び付随する商業基盤施設の整備・改修に対する支援等を行うことで、中心市街地の活性化の取り組みを行う主体を総合的に支援した。